

北九州市環境未来ビジネス創出助成金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、北九州市環境未来ビジネス創出助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、北九州市環境未来ビジネス創出助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

（助成対象経費）

第2条 要綱第5条に規定する助成対象経費の内容については、別表に掲げるものとする。

（全体計画書等の提出）

第3条 要綱第9条に規定する全体計画書および年次計画書を提出しようとする者は、市長が定める期日までに、全体計画書等のほか次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- （1）共同研究等グループ全構成員の市税納税証明書
- （2）研究代表者の直近2期分の決算書
- （3）別表に掲げる助成対象経費区分のうち、次にあげるものについては積算の根拠となる書類等
 - ア 「1 原材料費、消耗品費等」「2 機械装置等の購入」「3 機械装置等のリース料等」「4 外注加工費等」については見積書、設計書等
 - イ 「5 直接人件費」については人件費の対象となる者全員の経歴書
 - ウ 「8 調査費、旅費等」については調査目的及び積算内訳等
- （4）国や県、市等の他の制度の助成を受けた実績や申請中の制度がある場合、その内容がわかる資料
- （5）その他市長が必要と認める書類

（助成金の請求及び支払）

第4条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）が助成金の概算払い又は精算払いを受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（精算）

第5条 要綱15条第2項の規定により、提出された実績報告書等を審査した結果、環境局長が研究開発等の内容に適合すると認める場合の助成対象経費（以下「実績報告時の助成対象経費」という。）が、交付決定時の助成対象経費より20%を超える減額となる場合で、減額となった理由について環境局長が特段の配慮を必要としな

いと判断するときは、次の計算式により算出された金額を交付確定額とする。

実績報告時の助成対象経費／交付決定時の助成対象経費×0.8×交付決定額
(助成対象研究開発の変更及び中止)

第6条 助成事業者が要綱第16条に規定する助成対象研究開発等を変更及び中止しようとするときは、速やかに同条に定める申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りではない。

(1) 第2条に規定する「別表」に定める各対象経費区分において、20%以内の額を増減する場合。

(2) 前項の各対象経費区分のうち、一つの対象経費区分において20%を超える額を増減する場合であっても、その増減する額が助成対象経費全体の5%を超える増減とならない場合。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成15年4月8日から施行し、平成15年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成17年3月30日から施行し、平成17年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成19年3月30日から施行し、平成19年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成20年7月7日から施行し、平成20年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成23年1月26日から施行し、平成22年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成27年8月5日から施行し、平成27年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成28年8月4日から施行し、平成28年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月6日から施行し、令和3年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度に行われる助成事業から適用する。

付 則

(施行期日)

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度に行われる助成事業から適用する。

社会実装、実証研究、F S

対象経費区分	対 象 経 費 の 内 容
1 原材料費、消耗品費等	試薬、材料などの購入に要する経費
2 機械装置等の購入	機械装置などの購入に要する経費。ただし、一つの単価が10万円以上（消費税を含む）のものについては、リース又はレンタルで対応できないものに限る。
3 機械装置等のリース料等	助成対象期間における機械装置、実験場所などのリース又はレンタルに要する経費。
4 外注加工費等	自ら製作や加工などできない部分の外注に要する経費。
5 直接人件費	直接研究等に携わっている者が市内（F Sについては、市内の研究活動に限定しない）で実験、分析、測定等の直接研究開発等活動を行うために要する経費。 人件費は、人件費単価に研究開発等活動に従事した時間を乗じたものとする。人件費単価は、北九州市環境未来ビジネス創出助成事業における人件費の計算に係る実施細則に基づいて計算するものとする。 なお、社会実装及び実証研究における直接人件費の額は、助成対象経費のうち研究者全員の合計で300万円を上限とする。
6 外部講師等技術指導費	単発的に共同研究者以外の外部専門家等の指導を仰ぐための謝金又は指導費に該当する経費及び同専門家等の招聘に要する経費。
7 工業所有権の導入経費	工業所有権の導入に要する経費。
8 調査費、旅費等	研究開発等に必要調査や出張のための経費。 （経済的な通常の経路で出張したもので、実費相当額を原則とする。ただし、社内規定に基づいて支出された旅費を認める（日当を除き、移動、宿泊に要した経費のみとする。）。）
9 その他市長が認める経費	北九州市長が特別に認める経費。